
通信端末修理費用保険特典

1. 概要

ソク読みに付随関連して、会員が所有し、利用する通信機器（デスクトップパソコン、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。）の破損・故障等により会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を運営元、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

- (1) ソク読みを利用することができる通信機器のうち、5.補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
- ① 会員締結時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、会員締結日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末。
 - ② 会員契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
 - ③ 会員の所有する端末。
 - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
 - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
 - ⑥ サービス開始日より1年間の間に2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。但し同一事故による求償は1度きりとします。
- (2) 以下のものは、対象端末から除かれます。
- ① 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）
 - ② 対象端末内のソフトウェア。
 - ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
 - ④ 業務用に利用されている端末。
 - ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
 - ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。

3. 補償期間

会員は、サービス開始日（申込時点以降）より、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

4. 保険金の金額

運営元は会員以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 会員あたり 1 年（起算日はサービス開始日とします。）につき下記記載の金額（不課税）を上限として、会員が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払します。但し、「■ 保険金が支払われない場合」に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末 (※1)	保険金額 (※2・※3)	ご利用上限金額 (※6)
スマートフォン	修理可能: 最大5万円(※4) 修理不能: 最大1.25万円(※5)	対象端末にかかる保険金について、年2回まで
タブレット端末		
ノートパソコン		
デスクトップパソコン		

※1 会員締結時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、会員締結日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末とします。

※2 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況（交換修理も含む）を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、会員が別途対象端末の同等品を購入した状況を指します。

※3 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理又は交換が可能な場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とします。

※4 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱となります。

※5 修理不能の場合は購入価格の25%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。

※6 一会員に対して支払われる保険金（不課税）の上限額は、1年間（起算日はサービス開始日）につき5万円です。サービス開始日より1年間の間に、2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。但し同一事故による求償は1度きりとなります。

【提出必要書類】

	修理可能の場合	修理不能の場合
①	事故状況説明書兼保険金請求書	
②	メーカーや修理店が発行する修理レポート (修理内容が証明できるもの)	メーカーが発行するレポート (修理ができないことを証明できるもの)
③	修理費用の領収書 (日付・発行店がわかるもの)	購入証明書 (購入時の価格が記載されている書類)
④	損害状況がわかる写真など	
※	損害品の購入日証明(保証書・購入時のレシート・申込帳票など) 【重要】会員締結日より端末発売日が5年経過している場合は、 加入日より1年以内の購入日証明が必要です。	

■ 保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居または生計を共にする親族、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (5) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) 利用開始日以前に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (10) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害

- (11) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (12) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (13) 対象端末が、会員以外の者が購入した端末であった場合
- (14) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (15) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (16) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (17) 対象機器を盗難または紛失した場合
- (18) 対象端末を、改造した場合
- (19) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレス交換サービス利用料など）
- (20) 詐欺、横領によって生じた損害
- (21) 縮み、変色または変質による損害
- (22) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (23) 日本国外で発生した事故による損害
- (24) 日本国外で修理等を実施した場合の損害
- (25) 中古品として購入した対象端末に生じた電氣的・機械的事故に起因する損害

以上